## 《横浜女学院後援会規約》

- 1. 本会は横浜女学院後援会と称し、事務所を横浜女学院内に置く。
- 2. 本会は学校法人横浜学院の「建学の精神」を体して教育事業を後援することを目的とする。
- 3. 本会は目的の達成を期して学校施設の充実を図り、教職員の厚生福祉への協力と会員相互の親睦を図るものとする。(内規は別に定める。)
- 4. 本会は次の各号にあげる者をもって組織する。
  - (1)横浜女学院の在校生の保護者
  - (2)横浜女学院の卒業生の保護者であって、本会の趣旨に賛同する者
  - (3)横浜女学院の卒業生で、卒業後1年以内の者
- 5. 本会の役員は会長1名を置く。副会長を置くことができる。会計若干名、監事3名を置く。ただし、留任しても妨げない。また、相談役、顧問を置くことができる。
- 6. 本会の経費は会費および寄付金をもってこれに当てる。

第4項第1号による会員の会費は月額200円(年額2,400円)とし、口座振替により収受する。

第4項第2号による会員の会費は1口1,000円(3口以上)とし、本会に直接納付するものとする。

第4項第3号による会員の会費は年額1,500円とし、卒業時に一括収受するものとする。

- 7. 役員の任務は次の通りである。
  - (1)会長は会務を統括し、総会及び役員総会を招集する。
  - (2)副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
  - (3) 監事は会の運営及び会計について監査する。
  - (4)会計は本会のすべての金銭の収入支出を取り扱い、これを正確に記録し、総会の都度収支を報告し、総会において会計監査を経て決算報告をする。
- 8. 役員総会および定期総会(毎年5月)を開き、前年度の事業報告、前年度監査ならびに 決算報告、新年度の事業計画、予算を審議する。また、会長または四役会の発議により 校長の承認を得て臨時総会、臨時役員総会を開くことができる。

総会の定足数は会員数の5分の1とする。

決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

9. 本規約は役員総会にて審議し、過半数の可決により総会に上程し、出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

## 第3項の内規

- (1) 教職員に対して感謝の意思表示は次のように定める。
  - イ. 学校法人理事会及びPTA、同窓会等と協調して行うものとする。
  - ロ. 表彰の場合

5 ヵ年未満 5,000 円・5 ヵ年以上 10,000 円・10 ヵ年以上 20,000 円 15 ヵ年以上 25,000 円・20 ヵ年以上 30,000 円・25 ヵ年以上 35,000 円 30 ヵ年以上 50,000 円

ハ. 転退職の場合

3ヵ年未満 10,000 円・3ヵ年以上 20,000 円 ただし1年を増すごとに5,000 円を加算する。

- (2) 篤志会員の慶弔・感謝の意思表示は次のように定める。
  - イ. 慶弔は役員審議のうえその方法を定める。
  - ロ. 役員の転退に対しては総会において、感謝状及び記念品を贈呈する。
- (3) 教職員・配偶者及び家族の慶弔は次のように定める。
  - イ. 慶事、又お見舞いは役員審議のうえその方法を定める。
  - ロ. 当人及び配偶者の不幸は役員審議のうえ香料及び生花、または花環とする。 また、ご家族の場合は応分の弔意を表すこととする。
- (4) 基金の支出に当たっては、該当者の多少により増減を生ずるから各年次積立の方法を とり、次年度に繰り越し別途積み立てるものとする。

## 後援会運営規則

- 1. 第4項第2号の会員は事業活動に参加する者を「正会員」、事業活動には参加しない者を「準会員」、会費を納入するがお知らせ等を希望しないものを「賛助会員」と呼ぶ。
- 2. 高等学校卒業生の保護者である会員は毎年度当初に上記の「正会員」 あるいは「準会員」もしくは「賛助会員」のいずれかを選ぶものとする。
- 3.「準会員」、「賛助会員」であっても時に応じて事業活動に参加することは妨げない。
- 4. 四役(会長・副会長・会計・監事)・相談役・顧問の再任は妨げない。
- 5. 事業を行う際は四役を中心に会員からなるプロジェクト・チームを設け、事業を執行した後、これを解散する。

(附則 この規約は2012年度より施行する)